

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要と関係条例等について

1 制度概要

令和6年（2024年）6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正により、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が令和8年度（2026年度）から新たな通園給付（乳児等のための支援給付）として全国的に実施されます。

本市においても、給付制度の創設に伴い、令和8年度（2026年度）から実施します。

(1) 事業の目的

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため。

(2) 事業内容

保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の児童が保護者の就労要件等を問わず保育所等を一定時間利用できる制度

(3) 対象児童

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない0歳6か月から満3歳未満の児童

(4) 実施施設

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等

※1 認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。

※2 本市においては、当面、市内の認可の就学前教育・保育施設等において利用枠を確保する計画。

(5) 実施方法

一般型（在園児合同実施又は専用室独立実施、独立施設実施）又は余裕活用型

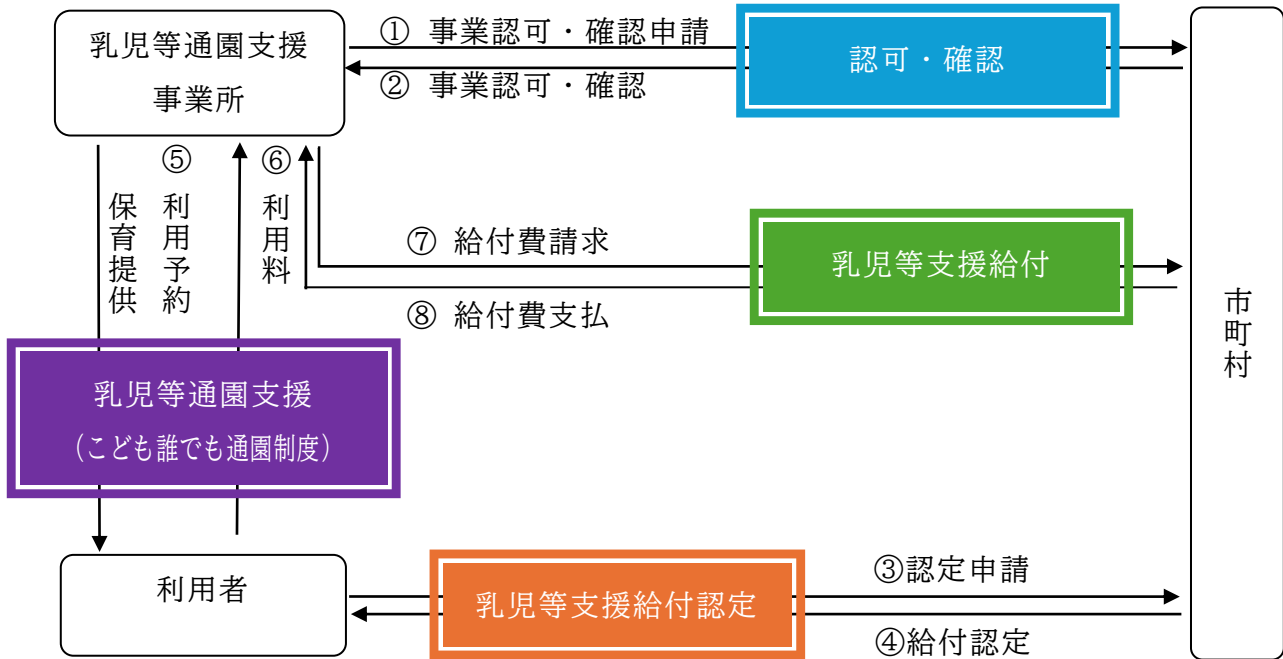
(6) 利用可能時間

児童一人につき1か月最大10時間まで

(7) 利用料

1時間当たり300円を標準に、事業所の提供内容に応じ、事業所が設定

(8) 事業実施の流れ



- 民間事業者が事業を実施する場合には、市の事業認可・確認を受けることが必要
- 運営基準を満たすと認められる事業所には、市から乳児等支援給付費を支給（事業所による利用者代理受領）
- 対象児童が事業を利用する場合には、事前に市から給付認定を受けることが必要

(9) 一時預かり事業との違い

乳児等通園支援事業	一時預かり事業
家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、子供の育ちを応援するもの	保護者の立場からの必要性に対応するもの

2 利用の流れ

(1) 認定申請（初回のみ）

乳児等通園支援給付認定申請を行い、市から給付認定を受ける。

(2) 面談（初回のみ）

希望する事業所で面談を受ける。

(3) 利用予約

希望する事業所の利用予約を行う。

(4) 利用及び利用料の支払い

予約日に事業所に登園、事業所を利用し、利用料を支払う。

※ 認定申請、利用予約などについては、国が整備しているこども誰でも通園制度総合支援システムの活用を予定。

3 経過及び今後の予定

令和6年度（2024年度）	（国）制度の本格実施を見据えた試行的事業を開始
令和6年（2024年）6月	（国）子ども・子育て支援法等の改正
令和7年度（2025年度）	（国）地域子ども・子育て支援事業として位置づけ
令和7年（2025年）11月	（国）令和8年（2026年）4月1日施行の国改正設備運営基準・運営基準公布
令和7年（2025年）12月 ～令和8年（2026年）1月	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案に関するパブリックコメント
令和8年（2026年）2月	制度内容等の周知
3月	利用認定申請の受付開始
	関係条例の成立・公布
	事業認可・確認
4月	確認公示
	利用予約の受付開始

4 関係条例の制定及び一部改正の内容（案）

（1）吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（制定）

ア 主な内容

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、本事業に必要な設備、保育実施に係る面積、従事者や人数等の基準を定めます。

主な項目	内容
保育室の面積	<p>一般型</p> <p>0～1歳児：「乳児室」児童1人あたり1.65㎡以上 「ほふく室」児童1人あたり3.3㎡以上</p> <p>2歳児：児童1人あたり1.98㎡以上</p> <p>余裕活用型</p> <p>各施設又は事業の基準による。</p>
人員配置基準	<p>一般型</p> <p>0歳児：児童3人につき1人 1～2歳児：児童6人につき1人</p> <p>※2分の1以上は保育士（保育士以外の者が従事するためには、子育て支援員研修新コースの修了が要件）</p> <p>保育従事者が2人を下ることはできない</p> <p>余裕活用型</p> <p>各施設又は事業の基準による。</p>

本事業の実施に係る最低基準を定めるものであることや、保育所や家庭的保育事業、一時預かり事業等の基準との均衡を勘案し、国の基準「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」で定めるとおりとします。

ただし、利用定員に達しない保育所等が、この範囲内で在園児と一体的に本事業を実施する場合（余裕活用型）は、当該施設・事業所に対する本市の基準を適用するものとします。

イ 施行予定日

公布の日

(2) 吹田市子ども・子育て支援法施行条例（一部改正）

ア 主な内容

(ア) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、利用者との契約手続等の事業運営に関する事項や給付費の支給に関する事項（利用定員や情報の提供等の規定）に関する基準を定めます。

特徴的な項目	内容
面談	利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子供及びその保護者の心身の状況及び子供の養育環境を把握するため、保護者との面談を行わなければならない。 面談を行うに当たっては、予め運営規程の概要、職員の勤務の体制、費用等の重要事項を記載した文書を交付しなければならない。また、重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。
利用定員	事業者は1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員を定めるものとする。

本事業の運営に関し、特別に定めるべき本市特有の事情がないことから、国の基準「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」で定めるとおりとします。

(イ) 虚偽報告等に対する過料の設定

子ども・子育て支援法第82条の規定に基づき、事業者及び認定保護者（認定保護者で合った者を含む）の虚偽報告等に過料を科す規定を設けます。

イ 施行予定日

令和8年（2026年）4月1日

(3) パブリックコメント

ア 実施期間

令和7年(2025年)12月5日(金)～令和8年(2026年)1月9日(金)

イ 意見提出件数

36件(25通)

ウ 主な意見

- ・まずは国基準で実施すべき
- ・一般型・専用室独立実施等、市独自の基準を定めるべき
- ・民間園で実施すべき
- ・待機児童対策や在園児に対する保育を優先してほしい

5 関係予算の内容(案)

(1) 乳児等のための支援給付

本事業の運営費として、市から確認を受けた事業所に乳児等支援給付費を支給

ア 利用人数(想定)

約126人/月

イ 主な給付単価

項目	内容
基本分単価(児童一人1時間当たり)	0歳児:1,700円 1・2歳児:1,400円
初回対応加算(1回当たり)	0歳児:1,700円 1・2歳児:1,400円
保護者支援面談加算(1回当たり)	1,400円
生活困窮家庭等負担軽減加算 (1時間当たり)	生活保護世帯:300円上限 低所得世帯・要支援家庭:200円上限

※その他、障害児加算、医療的ケア児加算、要支援家庭のこども加算あり

(2) 乳児等通園支援事業所への巡回支援

新規参入施設等巡回支援の対象に乳児等通園支援事業所を追加し、新たに事業を実施する事業所に保育士(会計年度任用職員)が訪問し、保育内容及び保護者支援の方法等の確立を支援(現有体制で対応)

(3) 子育て支援員研修(仮称)乳児等通園支援コースの実施

乳児等通園支援事業の従事者の確保・育成のため、子育て支援員研修の(仮称)乳児等通園支援コースを実施

※保育士以外の者は本コースの修了が従事要件(経過措置あり)